

滝沢市自治基本条例

～住民自治日本一をめざして～

平成26年4月1日 施行



平成26年滝沢市議会定例会1月会議で、滝沢市自治基本条例が全会一致で可決されました。

この条例は、平成26年4月1日から施行されます。どんな内容が書かれているのか、なぜ今、この条例が必要となるのかなどをお知らせします。

私と一緒に、
条例の内容を
見てみましょう!



滝沢市誕生カウントダウンキャラクター

目次

◎自治基本条例って、なに?	1	◎協働とその役割	4
◎自治って、なに?	1	◎地域の理想像	5
◎なにが書いてあるの?	2	◎行政と議会の原則	6
◎市民主体の原則	3	◎自治の仕組みを支える4つの柱	7
◎地域づくりの原則	3		

※ホームページでは条例全文を掲載しています。

<http://www.city.takizawa.iwate.jp/>

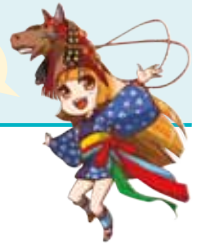
自治基本条例って、なに？

滝沢市では、「住民自治日本一」の実現をめざし、市民主体によってみんなが幸せに暮らせる地域づくりを推進したいと考えています。

そのために必要となるのが、基本となる原則やそれぞれの役割分担など、**みんなが共有する地域のルール**であり、滝沢市自治基本条例は、自治における「**みんなが共有する地域のルール**」として制定されました。

自治って、なに？

皆さんは、どの程度「自治」に関わっていますか？



「自治」とは何でしょう。読んで字のごとく「自ら治める」ということではありますが、この機会に改めて、身近な例で「自治」について見てみましょう。

例えば「健康」では

1 自分で

自分で出来ることは自分でする



◎個人で健康を管理

例えば「ごみ処理」では

◎各家庭で、ごみを分別



2 地域で

地域の皆で、共に支えあう



◎誘い合って健康を受け
◎地域で互いに見守る



◎地域で清掃活動
◎ごみ集積所を地域で管理

3 参加する

自分たちの意見を公共に直接反映させるために



◎健康福祉政策の会議に参加し意見を言う
◎みんなで共に考える



◎環境政策の会議に参加し意見を言う
◎みんなで共に考える

公共へ「想い」を伝える

4 公共で

自分たちや地域だけで出来ないことは公共で



◎市が健診を実施
◎市が健康の大切さを周知



◎市が市内のごみを収集
◎市がごみを焼却する

公共へ「想い」を伝える

公共の代表を選ぶ
(投票する)



◎公共の代表(市長・市議会議員)を選挙で選ぶ

なにが書いてあるの？

滝沢市自治基本条例は、大きく分けて3つの要素(全36条)で構成されています。

- ①**市民憲章**……………一人一人の想いの象徴
- ②**めざす地域の姿**……分野ごとの滝沢市がめざす理想の姿
- ③**基本原則**……………めざす地域の姿を実現するために必要なルール

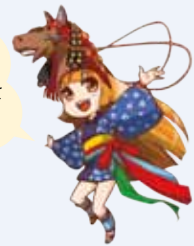
①は、地域づくりにつながる行動を誰もが率先して行うための原動力として、「滝沢市民憲章」を掲げています。そして、②で掲げた「めざす地域の姿」を実現するために、誰もが共有するルールである③の「基本原則」を定め、それを基に各地域での活動につなげていきます。

市民憲章

滝沢市民憲章の内容(第4条)

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは
一人一人が大きな夢をいだきます。
地域の絆と支えあいを築きます。
楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。
健康で心豊かな生活をめざします。
未来に輝く子どもたちを育てます。

みんなの想いが、
より良い滝沢市を
つくるんですね!



めざす地域の姿

めざす地域の姿の内容(第5条)

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

基本原則

基本原則の内容(第6条)

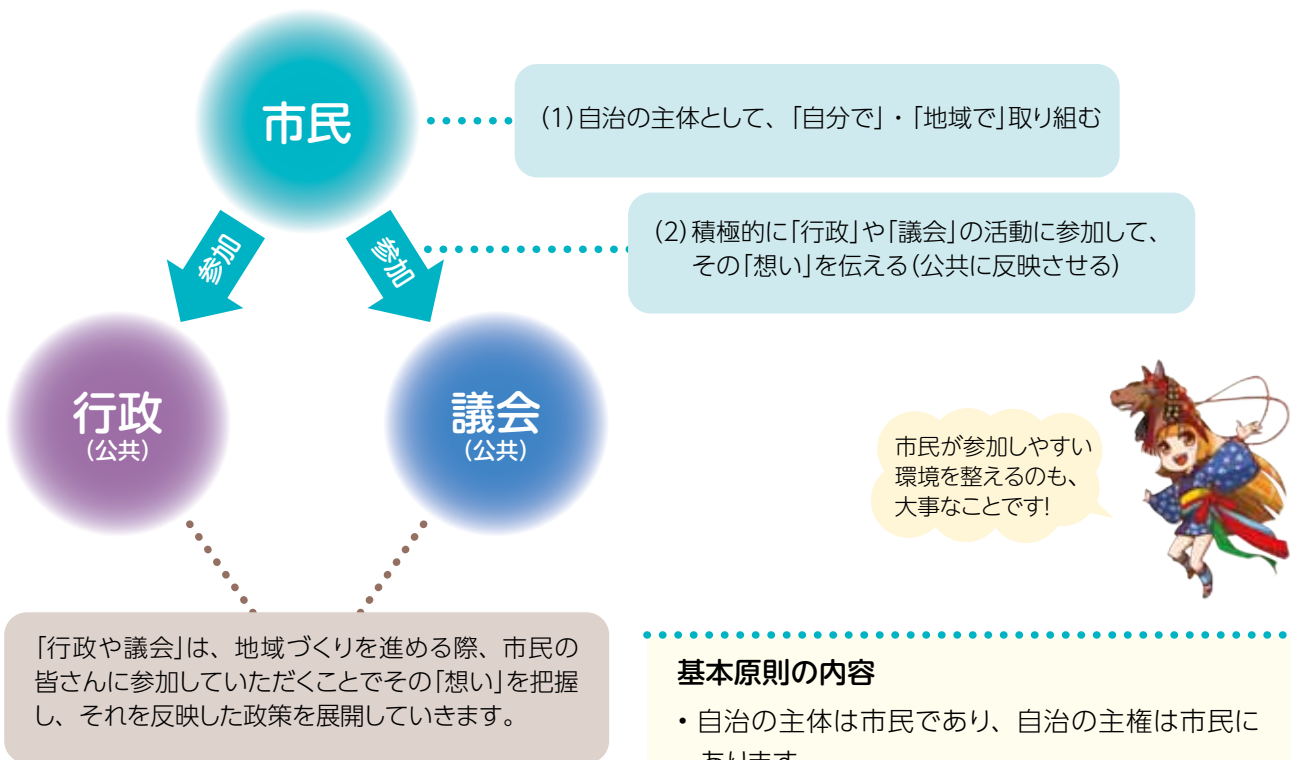
- (1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- (2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- (3) 協働による地域づくりを推進します。
- (4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。

次のページで、
この「基本原則」を
詳しくご説明します。



市民主体の原則

基本原則では、もっとも重要で基本となるべき原則を定めています。
その中の、「市民主体」についての原則は次のとおりです。

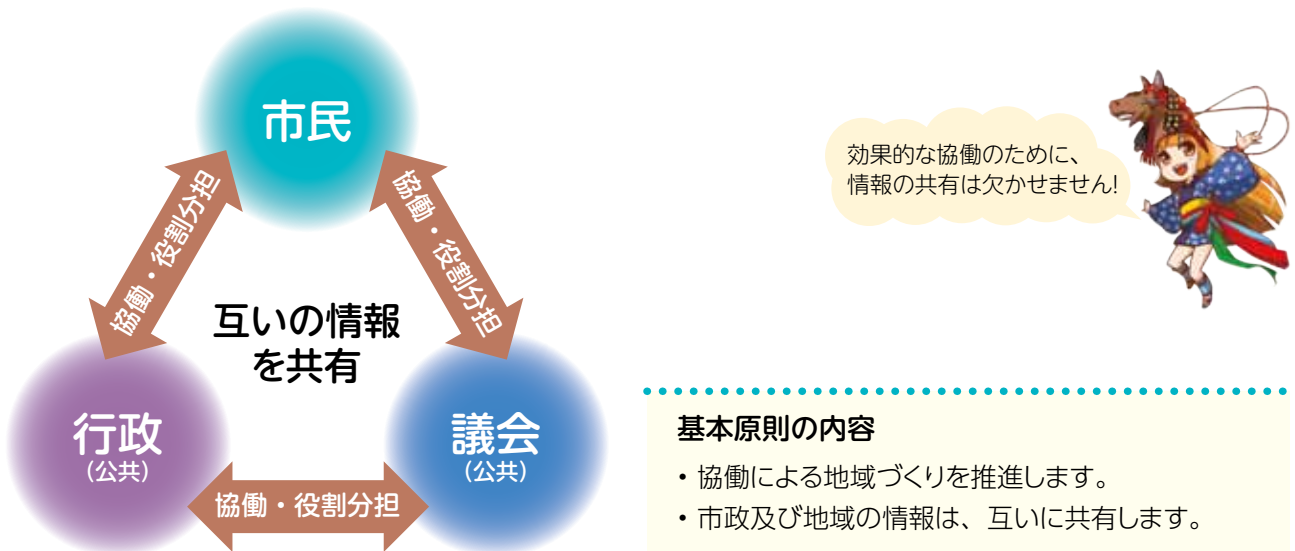


基本原則の内容

- 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。

地域づくりの原則

基本原則では、「地域づくりの原則」についても定めています。



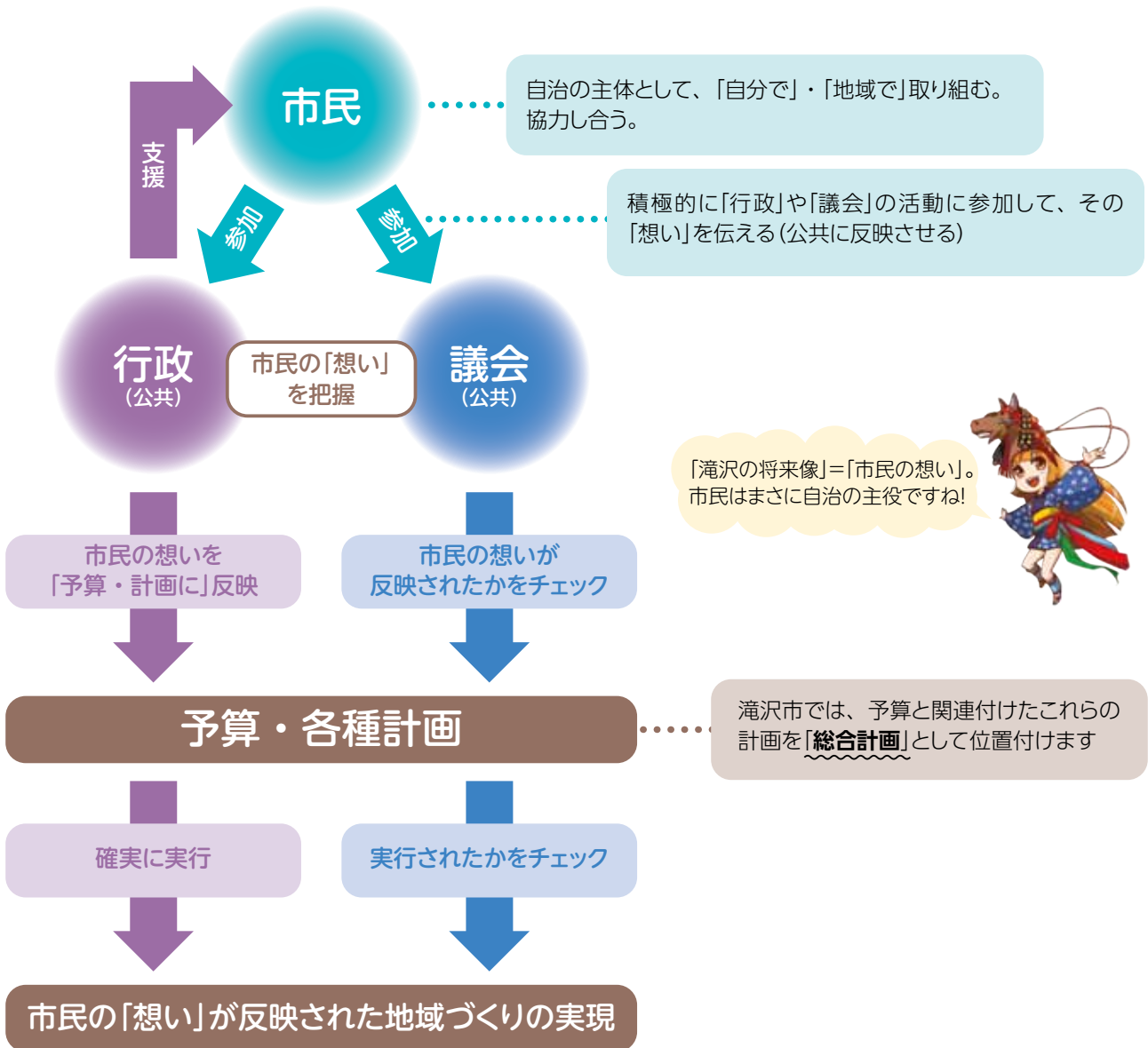
基本原則の内容

- 協働による地域づくりを推進します。
- 市政及び地域の情報は、互いに共有します。

協働とその役割(第7条・第8条)

協働とひとことで言っても、誰が何をすればよいのでしょうか？

滝沢市自治基本条例では、協働は、主体である「市民」が地域づくりに自ら取り組み、互いに協力すること。また、全体に関わる部分は公共である「行政」「議会」に負託し、それぞれが関わり合うという内容となっています。それぞれの役割とその関わりなどは、下のイメージのとおりです。



協働における役割の内容

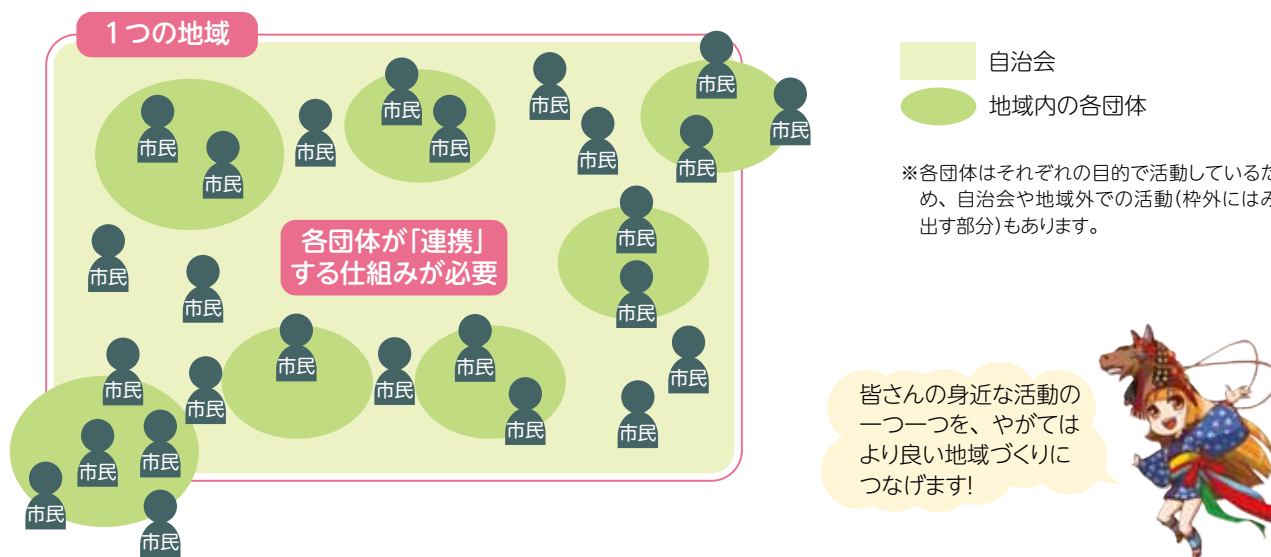
- 1 **市民は**、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。
- 2 **市民は**、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。
- 3 **市は**、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。
- 4 **議会は**、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。

地域の理想像(第13条・第14条)

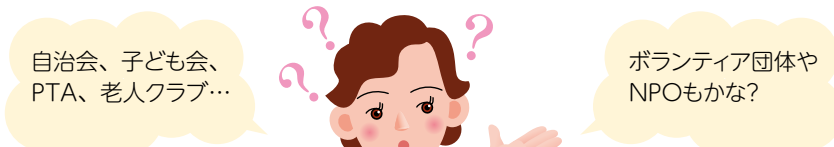
今まで見てきたように、自治の主役は市民の皆さんです。

一人一人がそれぞれの想いで活動することももちろん大切なことですが、地域の人々が集り、自分達の地域をどうしたいのか話し合い、共に行動することで、より効果的な活動ができ、みんなの想いが反映された地域づくりにつながると考えています。

滝沢市自治基本条例では、一人一人の集まりであり、みんなで議論する場となる「地域」を、次のように描き、定めています。



現在、市内で公共の利益を目的として活動を行っている、図にあるような団体を改めて考えてみましょう。



市内には様々な団体が活動しています。それらの各団体が効率よく連携し、効果的な地域づくりの活動につなげるための「仕組み」が重要であり、それを自治基本条例で定めています。

※「地域の理想像」の内容を受け、今後は更に細かな具体的内容を定めた(仮称)コミュニティ条例を策定する予定です。

地域活動の原則の内容(抜粋)

- 1 各団体がそれぞれの特性を活かし、連携・協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進
- 2 各団体が地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努める
- 3 各団体の活動に各世代の市民が参加できる機会を設け、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努める

地域運営の原則の内容(抜粋)

- 1 本市に居住する者は、各団体に積極的に加入し、その活動に参加する
- 2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わる
- 3 各団体は、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努める
- 4 各団体は、活動の活性化を図るため、各団体相互で評価を実施し、その結果を共有して活動に反映させるよう努める

行政と議会の原則(第16条～第23条)

地域の理想像が描かれているのですから、当然行政や議会についても、滝沢市自治基本条例では描かれています。それらは「運営の原則」として定められていて、その原則に基づき、行政は職務を、議会は活動を行っていきます。

行政運営の原則

健全な財政運営

- ◎財政状況と将来の見通し、予算の編成や執行状況の公表

行政組織の整備

- ◎行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応

行政評価の実施

- ◎効加的、効率的な行政運営のため、行政評価を実施・公表
- ◎行政評価の結果を、総合計画や予算の編成等に反映
- ◎評価は市民参加のもとで

市民の意見を聞く審議会

- ◎審議会には、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任
- ◎会議や会議録は、原則公開

自治立法権の行使

- ◎法令等の自主的かつ適正な解釈や、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努める

※「行政運営の原則」の内容を受け、今後は更に細かな具体的内容を定めた(仮称)行政基本条例を策定する予定です。

行政運営の原則の内容(項目のみ抜粋)

- | | | |
|-------------|---------------------|----------|
| (1) 財政運営の原則 | (3) 自治立法権の行使による政策実現 | (5) 審議会等 |
| (2) 行政評価の実施 | (4) 行政組織の整備 | |

議会運営の原則

開かれた議会運営

- ◎市民に開かれた議会運営
- ◎政策立案機能を充実させ、自治立法活動、調査活動等を行う

行政と議会は、市民の「想い」を受ける場所ですから、きちんとした活動の原則が必要です!



議会評価の実施

- ◎効加的、効率的な議会運営のため、議会評価を実施・公表
- ◎議会評価の結果を、その後の議会運営に反映
- ◎評価は市民参加のもとで

※滝沢市議会基本条例が平成26年1月1日から施行されています。この条例では、滝沢市自治基本条例にあるような議会の原則等を、更に細かく具体的に定めています。

議会運営の原則の内容(項目のみ抜粋)

- (1) 開かれた議会の運営
- (2) 議会評価の実施

自治の仕組みを支える4つの柱

基本原則を受けての、「協働」の考え方と「市民」「行政」「議会」それぞれの役割、そして「地域」「行政」「議会」のあるべき姿が、これからの滝沢市での「自治の仕組み」となります。

滝沢市自治基本条例では、それらの自治の仕組みを支えるため、市民の皆さんの権利や責務などを始めとした「4つの柱」を定め、確実に運用される「**みんなが共有する地域のルール**」としています。

